

## リフォーム工事請負契約書

注文者と請負者は互いに協力し、信義を守り誠実にこの契約書を履行する。

注文者（以下甲という。）\_\_\_\_\_様と

請負者（以下乙という。）株式会社 Cryptn \_\_\_\_\_とは

工事名称 \_\_\_\_\_ 工事の施工について下記の条項と  
見積書・プラン図面又は打合せ記録簿に基づいて工事請負契約を結ぶ。

1. 工事場所 \_\_\_\_\_

2. 工期 着工・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 完成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3. 請負代金の額 工事代金 \_\_\_\_\_ 消費税 \_\_\_\_\_ 合計金額 \_\_\_\_\_  
金0円也 + 金0円也 = 金0円也

4. 請負代金の支払い方法

甲は請負代金を次のように乙に支払う。

第1回 \_\_\_\_\_ 金0円也

第2回 \_\_\_\_\_ 金0円也

第3回 \_\_\_\_\_ 金0円也

完成の時 \_\_\_\_\_ 金0円也

5. 工事内容の変更により、請負代金又は工期の変更が生じた場合は、双方協議して定める。

6. 乙は工事に支障を及ぼす天候の不良あるいは天災その他乙の怠慢にあらざる事由により、  
工事期間内に工事を完成することが出来ない場合は、遅延なく甲にその理由を申し述べ、  
工事期間の延長を求める事が出来る。

7. 契約時点で発見不可能な箇所の瑕疵による施工後発生した問題点について乙は責任を負  
わないものとする。

8. 乙は工事物件の引き渡し迄は自己の費用を以て契約の目的物工事材料その他工事の施工に関する損害並に第三者に対する損害の防止に必要な処置をしなければならない。
9. この契約に定めていない事項は、必要に応じ双方協議して定め、甲と乙は互いに対等な立場で協力して信義を守り、誠実にこの契約を履行する。
10. 当事者間に紛争が生じたときは、双方の承認する第三者を選んでその解決を依頼するか、または建設工事紛争審査会の斡旋または調停によって解決をはかる。

以上、この契約の証として本書1通を作成し、各自記名押印の上、  
本書を（甲）その写しを（乙）が保有する。

令和 年 月 日

注文者（甲）住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

請負者（乙）住 所 帯広市西3条南1丁目15番地 \_\_\_\_\_

会 社 名 株式会社 Cryptn \_\_\_\_\_ 印

代表者名 代表取締役 竹市 真巳 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_ 印